

東京都地方独立行政法人評価委員会
令和7年度第3回試験研究分科会

令和7年7月22日（火）13:54～

東京都庁第一本庁舎33階特別会議室S5

令和7年7月22日

午後1時54分 開会

【事務局】 それでは、これから分科会を開催したいと思います。

本日はお忙しい中、またお暑い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私事務局の都商工部伊藤でございます。分科会長に司会を引き継ぐまで、進行を務めさせていただきます。

開会に当たり、事務局より本分科会の委員定足数についてご報告いたします。

東京都地方独立行政法人評価委員会条例第7条第3項及び第5項では、分科会は委員の過半数の出席で開催できるものとされております。

分科会委員は5名おりますが、本日、会場でのご参加は委員4名、WEBで桑田委員ご参加、合計5名の委員にご参加いただいておりますので、本分科会は有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは早速ですが、第3回分科会を始めたいと思います。

鈴木分科会長、よろしく願いいたします。

【鈴木分科会長】 それでは、ただいまより、東京都地方独立行政法人評価委員会令和7年度第3回試験研究分科会を開催いたします。

まず、議事に入ります前に、本分科会は公開となっており、議事録につきましてもホームページにて公開となりますことをご了承願います。

それでは、早速議事を進めてまいります。

なお、説明資料につきましてはスクリーン及び画面共有にて映させていただきます。

本日の議事ですが、1番、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの令和6年度業務実績評価について、2番、第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価について、3番、第四期中期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討について、4番、第五期中期目標について、を予定しております。

皆様、どうぞよろしく願いいたします。

では、初めに、事務局から配付資料と審議の進め方について説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、私から、今、投影しております配付資料のご説明をさせていた

できます。かなり種類が多くございますが、枝番を振っておりまして、大きく分けると5種類、それぞれ各枝番が振ってある資料がございます。それぞれ本日の議題に沿っておりますが、まず資料の1-1として、令和6年度業務実績評価（案）の（全体評価）、これはA4の縦の資料でございます。続きまして、業務実績評価（案）（項目別評価）、こちらも資料はA4縦で、かなり枚数が多いですが、ホチキス止めをしております。続きまして、資料1-3、令和6年度業務実績評価（案）の修正箇所ということで、これは先日、第2回分科会という形でそれぞれ委員の方からご意見を聞いて、それを踏まえて修正した場所と、あと、その後、事務局ので改めて資料を見返しまして、一部軽微な修正をしたところがございますので、その部分を記載してございます。

そして、資料の1-4として、令和6年度業務実績評価に係る評価委員会の意見という形で、A4縦の1枚、資料を挟んでございます。こちらにつきましては、また後ほどご説明しますが、この評価をまとめるに当たってこれまで委員の方からいただいた意見を事務局のほうで適宜まとめたものでございます。最終的には、これは評価書の中で参考資料という形で挟み込む形になります。

続きまして、資料2のグループです。資料2-1としまして、第四期中期目標期間終了時に見込まれる見込み評価の全体評価という形で、A4縦の資料でございます。

続きまして資料2-2、見込み評価の項目別評価という形で、A4縦、かなりの枚数のものをホチキス止めしております。

そして資料2-3、見込み評価の修正箇所という形で、A4の横、これも先ほどと同じで、前回持ち回りの分科会の後、事務局のほうで修正したものを表にまとめてございます。

そして資料2-4、見込み評価の評価委員会の意見（案）、こちらについても先ほどのとおり、この間、委員の皆様からいただいた意見を事務局のほうで再構成してございます。

続きまして、資料3のグループです。資料3-1としまして、第四期中期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討（案）、その概要版としまして、A4横、これはページで表裏になっておりますが、1枚の資料を入れてございます。

そして、資料3-2、中期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討、こちらはその文章全体をまとめたものをA4縦でおつけしてございます。

続きまして、資料4のグループ、こちらは第五期中期目標になってございます。

資料4-1は、中期目標（案）という形で文章化したもの全文を全てお示ししてございます。

そして資料4-2、第五期中期目標に関する分科会委員の意見と対応という形で、これも、これまで、議論としては3月に行いました分科会から始めて、本日、数えますと4回目の審議になりますけれども、この間にいただいた意見を、本日お示しする中期目標の中で、どういう形で反映したかというものをまとめた表でございます。

最後、資料5というのが、今後の試験研究分科会のスケジュールという形で、A4横のものをつけてございます。

資料は以上でございますが、特に洩れはございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

【事務局】 続きまして、審議の進め方でございます。

議題の一つ、令和6年度の評価と、中期目標期間終了時の見込み評価、こちらはかなり密接に関係しますので、2点合わせて事務局からご説明した後、質疑応答という形で進めさせていただければと思います。

続きまして、中期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討、本日初めてお示しする資料でございますが、これを事務局で説明した後、質疑応答とします。

最後、第五期中期目標についてという形で、こちら、全体の文章としては初めてお示しするものについて事務局でご説明しまして、質疑応答とします。

全体で大きく三部に分けて、説明と質疑応答という進め方をさせていただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

【鈴木分科会長】 ありがとうございます。

それでは、審議事項1番、令和6年度業務実績評価、2番、第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価について、まとめて事務局からご報告をお願いします。

なお、ご意見、ご質問につきましては、最後にまとめてお伺いいたしますので、よろしくお伺いいたします。

【永島技術調整担当課長】 では、私から説明をさせていただきます。

産業労働局商工部技術調整担当課長の永島でございます。改めまして、どうぞよろしくお伺いいたします。

では、まず令和6年度業務実績評価について説明をいたします。

今、事務局から話がありましたけれども、本分科会の開催に先立ちまして、7月7日、8日に第2回試験研究分科会、こちらを持ち回りで開催いたしました。委員の皆様方から

様々なご意見を頂戴しまして、その結果を踏まえ、各項目の評価案を取りまとめておりますので、本日は委員の皆様の見解を評価案に反映した箇所を中心にご説明をさせていただきます。また、令和6年度業務実績評価の総括として、全体評価も作成をいたしましたので、併せてご説明をいたします。

それでは、全体評価でございます。資料1-1、令和6年度業務実績評価（案）の全体評価をご覧ください。

全体評価は、中期計画の達成に向け優れた業務の進捗状況にあるとして、5段階で上から2番目のA評価相当といたしました。こちらにつきましては、委員の皆様から妥当のご意見をいただいているところでございます。

次に、高く評価すべき事項として、3点挙げました。

1点目は、都産技研は、研究開発と技術支援の両面で様々な事業を展開し、中期計画の目標値に向けて着実に実績を積み重ね、中小企業の製品化等に貢献したという点です。

2点目は、研究開発において、基盤研究の成果を技術支援事業や中小企業との共同研究等に発展させていること、また、複数の技術分野にまたがる研究課題に組織横断的に取り組んだ結果、優れた成果につながっていること、加えて、外部資金導入研究で高い水準の採択件数及び獲得金額を達成していることです。

3点目は、DX推進センターを拠点として、5G・IoT・ロボット分野の先進的な製品、サービスを共同開発していること、航空機産業における部品の試作開発支援により受注につながったことを挙げております。

一方、改善・充実を求める事項として2点挙げております。

1点目は、他の中小企業支援機関、金融機関などの多様な機関と連携した支援や、企業間連携の活動に対する支援について、より一層積極的に取り組むことを期待します。

2点目として、都産技研がより多くの企業に利用されるよう、様々な広報媒体を活用して、支援内容や研究成果等を効果的に発信することが望まれるとしております。

2ページ目及び3ページ目は、ただいまご説明した内容を総評として記載しており、4ページ目以降は、項目別評価から主な評価のポイントを抜粋して記載しておりますので、後ほどご確認ください。

続きまして、資料1-2に、項目別評価をお手元にご用意しております。第2回試験研究分科会でいただいた様々な見解を踏まえて再検討いたしました結果、項目ごとのS・A・Bといった評語は、先日ご説明したのから変更しないことといたしました。

次に、資料1-3、令和6年度業務実績評価（案）修正箇所をご覧ください。前回ご説明した内容から評語付与に当たって着目をした点について、一部修正をした箇所をまとめています。項目13、支所における支援についてでございますが、今回A評価を付与することから、高く評価する点がより明らかになる文言にすべきとのご意見をいただきましたので、資料の右側でございますけれども、ご覧の赤字のとおり、着目すべき点を明らかにする形で加筆をいたしました。そのほか、項目の2番、依頼試験・機器利用及び項目の16番、情報発信の推進について、所要の文言調整を行っております。修正後の項目別評価については、先ほどの資料1-2のとおり添付いたしておりますので、後ほどお読み取りいただければと存じます。

続きまして、資料1-4をご覧ください。

皆様からいただいた様々な意見を集約いたしまして、都が評価を決定する際に当たっての評価委員会の意見をこのような形でまとめました。

まず、全体評価についての記述でございます。全体評価は先ほど説明いたしましたとおり、都産技研の業務の状況は「優れた業務の進捗状況にある」としてありますが、評価に当たって、以下の事項を委員会の意見として事務局でまとめてございます。

1点目が、「基盤研究においては、多数のテーマを実施し、学会等からも高い評価を受けるなど、優れた成果につながっている。都産技研自身が質の高い研究を行うことが、中小企業へのより良い支援につながることから、大いに評価できる。」というものです。

2点目でございます。「航空機産業など、成長産業分野への参入を目指す中小企業への支援において優れた実績を上げており、評価できる。そのような事例を蓄積し、他の中小企業へ展開することで、引き続き中小企業の製品化・事業化へつながる支援を行うことを期待する。」というご意見でございます。

3点目でございますが、「人的資本の観点から職員の人材育成に取り組むことが重要である。人材育成により職員のモチベーションを向上させ、組織としてさらなる力を発揮することが望まれる。」というご意見です。いずれも、各委員の専門的な知見に基づき、ご意見を頂戴いたしました。

さらに、第四期中期目標及び中期計画の達成に向けて2点のご意見を頂戴いたしました。

1点目は、「多様な広報活動により支援内容や研究成果等を効果的に発信し、都産技研のプレゼンスを向上することで、より多くの中小企業の利用を促進することが望まれる。」です。

2点目でございます。「中期計画の達成に向けては、都産技研のサービスを利用した企業から寄せられる声を生かし、着実な業務改善を行い、より高い質のサービス提供につなげていくことが望まれる。」です。広報・広聴ともに重要な視点でございまして、早急な対応が必要と考え、反映をいたしました。

こちらに記載されているもの以外にも、委員の皆様方から、今後に向けて様々な意見を賜っておりますので、都産技研にも伝えてまいります。また、そのほか、都産技研に対して求める多くのご意見につきましては、この後ご説明をいたします見込み評価に対する意見、及びその後にご説明いたします中期目標に適宜反映をいたしております。こちらは後ほどご説明をさせていただきます。

次に、第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価について、説明をいたします。

まず、全体評価でございます。資料2-1、見込み業務実績評価（案）の全体評価をご覧ください。全体評価は、優れた業務の達成状況にあり、期間終了時には、中期目標の達成が見込まれるとして、こちらにもA評価相当といたしました。こちらにつきましても、委員の皆様から妥当であるのご意見をいただいているところでございます。

次に、高く評価すべき事項として、3点を挙げました。

1点目は、都産技研は、研究開発と技術支援の両面で様々な事業を展開し、中期計画の目標値に向けて着実に実績を積み重ね、中小企業の製品化等に貢献したという点です。

2点目は、研究開発において、研究の目指す方向性を明確にすることにより、技術支援の高度化や中小企業の製品化等に貢献するとともに、新産業の創出等に資する知見の獲得につながっていること、共同研究で、知見を生かしながら、多数の製品を生み出していること、また、外部資金導入研究の採択件数を伸ばし、研究の幅を広げ、質を高めてきたことを高く評価いたしました。

3点目は、技術相談や依頼試験、機器利用といったサービスに加え、企業個別のニーズに沿って、きめ細やかで柔軟な支援を提供してきた点、5G・IoT・ロボット分野、航空機、ものづくりベンチャーへの支援により、多くの製品化・事業化につながっていること、また、社会課題の解決に資する製品開発で実績を上げていることを挙げています。

一方、改善・充実を求める事項として2点挙げております。

1点目は、利用企業からの相談内容や支援実績に関するデータの蓄積と分析を進めることによって、業務運営全体の質の向上に活用されることを期待します。

2点目として、社会経済動向や中小企業のニーズの変化に即応できるよう、柔軟かつ機動性の高い組織運営と人材の確保・育成が望まれるとしております。

2ページ目でございます。ただいまご説明した内容を総評として記載をしております。1ページ目、ただいまご説明申し上げた内容はこちらの要約でございますので、この2ページ目については、後ほどご覧をいただければと存じます。

3ページ目でございます。こちらは、第五期の事業運営に向けた都産技研への都としての期待を記載しております。こちらの内容でございますけれども、後ほど、中期目標で説明する内容と重複、また表裏の関係となつてございますので、ここでの説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、資料2-2でございます。項目別評価を用意してございます。こちら、第2回試験研究分科会でいただいた様々な意見を踏まえて再検討いたしました結果、項目ごとのS・A・Bといった評語は、先日ご説明した内容から変更をしないことといたしました。

資料2-3をご覧ください。第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価(案)の修正箇所でございます。前回ご説明した内容から評語付与に当たって着目した点について、一部修正をした箇所をまとめております。項目1番、技術相談、項目19番、危機管理対策、社会的責任について、所要の文言修正を行いました。修正後の項目別評価書につきましては、資料2-2のとおりとなっておりますので、こちらも後ほどお読み取りください。

続きまして、資料2-4をご覧ください。皆様の意見を集約いたしまして、都が評価を決定する際に当たっての評価委員会試験研究分科会の意見をこのような形でまとめてございます。

先ほど、年度評価に対する意見というところの項目がございましたけれども、こちらについては、この4年間を踏まえて皆様からいただいた評価、あるいは期待する内容というところでまとめてございます。

まず全体評価についての記述でございますが、全体評価は先ほどご説明したとおり、産技研の業務の状況は「優れた業務の達成状況にある」と認められるとしておりますが、以下の事項を留意点としてまとめてございます。

1点目が、「外部資金導入研究については、採択件数と歳入総額が第四期中期目標期間中高い水準を維持しており、評価できる。引き続き積極的に外部資金を獲得することで、

中小企業への支援内容の充実につなげることを期待する。」というご意見です。

2点目が、「知的財産については、実施許諾の件数を着実に伸ばし、中小企業の製品開発につなげている点が評価できる。より組織的・戦略的な知的財産管理に取り組むことを期待する。」というご意見です。

3点目が、「社会情勢の変化に応じて、公設試験研究機関として期待される役割が多様化する中でも、都内経済の基盤となるものづくり中小企業へのきめ細かな支援を継続し、将来にわたる技術の承継を後押しすることが望まれる。」というご意見です。

さらに、第五期中期目標における事業展開に向けて2点の意見を記載いたしました。

1点目でございます。「多様な広報活動により支援内容や研究成果等を効果的に発信し、都産技研のプレゼンスを向上することで、より多くの中小企業の利用を促進することが望まれる。」。

2点目は、「中小企業の製品化・事業化を優位なものとするためにも、社会や経済の動向を調査・分析し、中小企業の支援に生かしていくことが望まれる。」です。

こちらに記載されているもの以外にも、今後に向けて様々なご意見を賜っておりますけれども、その部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、中期目標にも適宜反映をいたしております。

簡単ではございますが、2点の評価につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

【鈴木分科会長】 ありがとうございました。

以上、業務実績評価についてご報告いただきましたが、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

【鈴木分科会長】 質問はないということでございますので、お諮りいたします。

審議事項1番、令和6年度業務実績評価、2番、第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価について、事務局から説明のあった意見書を当分科会の意見として付することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【鈴木分科会長】 異議なしということで、以上で業務実績評価についての審議を終了とします。

続きまして、審議事項3番、第四期中期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討について、事務局から説明をお願いいたします。

【永島技術調整担当課長】 では、第四期中期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討について、説明をいたします。

資料といたしまして、3-1概要及び3-2全文をお配りしております。

まず初めに、資料3-1をご覧ください。こちら、まず、この業務及び組織全般にわたる検討の位置づけについてでございます。こちら、根拠といたしましては、地方独立行政法人法で実施が定められております。地独法第30条を抜粋して記載しておりますが、こちらの下線部分について要約をいたしますと、中期目標の終了の年度において、その中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価を行ったときは、その法人の業務の継続または組織の存続の必要性、その他、その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づいて、業務の廃止、もしくは移管、または組織の廃止、その他の所要の措置を講ずるものと定められております。

また、この検討を行うに当たっては、第30条の第2項でございますが、評価委員会の意見を聞くものとされております。

この法の趣旨について、下に簡単に記載をしております。法人が、都の政策実施の機関として効率的かつ効果的な業務運営を目的としておりますことから、その法人に公的な資金を投入し、また、法律上の特別の地位を与えた上で業務を行わせる必要があるのか検討をする必要があります。同様の観点から、現状の組織形態は適切なものとなっているのかなども、5年に1度、定期的にしっかりと点検をするという趣旨に基づくものでございます。

以上を踏まえまして、業務・組織全般の検討を事務局で行い、その結果を取りまとめてございますので説明をいたします。

以下、第1から第3が、資料3-2全文の要約となっております。この後の説明では、この資料3-1概要版と資料3-2全文、こちらを併せてご覧いただきますようお願いいたします。

まず、資料3-2の1ページ目をお開きください。こちら、目次を記載しておりますが、こちらの業務及び組織の全般にわたる検討につきましては三つの項目で構成しております。第1については、先ほど申し上げました第四期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価の概要を記載しております。第2が、実際

にその評価を踏まえまして、法人の業務の必要性や有効性、組織の必要性や有効性、また運営形態の適切性について論じております。

そして第3が、その四期中期目標期間の総括と今後の法人の在り方としてまとめてございます。

では、まず、業務の実績に関する評価でございます。資料3-2の2ページ目をお開きください。

評価につきましては、2ページ目から、この後4ページ目まで記載をさせていただきます。先ほどの審議事項「見込み評価」で説明をさせていただきましたが、2ページ中段にありますとおり、「優れた業務の達成状況にある」、と全体評価については付与しております、5段階評価のうちの上から2番目、A評価相当と判断をさせていただきます。

3ページ目をご覧ください。第五期の事業運営に向けた主な意見でございます。こちらは先ほどご説明いたしました見込み評価の総評から主だったものを転載させていただきます。ここでは、詳細の説明は省略をさせていただきます。

続きまして、資料3-1の2ページ目をご覧ください。裏面でございます。あわせて、資料3-2につきましては5ページ以降をご覧ください。見込みの評価を踏まえまして、実際にその業務や組織の妥当性を検討しております。

まず、法人の業務の必要性・有効性についてでございます。資料3-1に沿って説明をまいります。

産技研でございますけれども、1のポツの一つ目でございますとおり、法人の利用に関する調査を毎年行っておりまして、これを「アウトカム評価報告書」として取りまとめております。

こちらによりますと、法人の主要事業である「技術相談」「依頼試験」「機器利用」、これらの利用が多く、その利用者の目的達成度は、いずれの項目でも95%以上の高い評価を得ています。

また、研究の面でも、基盤研究によって蓄積した技術的知見を生かしまして、共同研究等を通じて、多数の製品化・事業化に貢献しております。

技術支援の中でも、特に依頼試験につきましては、試験内容によっては民間の検査機関も実施している項目も一部ございますけれども、公設試としての検査の公正性・信頼性、この担保に加え、ただ試験結果を提供するだけではなく、実際にその試験結果に基づくアドバイスや機器の操作講習、技術課題の解決など、きめ細かい支援を併せて行っているこ

とが特徴的な点でございます。

加えて、中小企業が単独で導入が困難である多額の設備投資につきまして、こういった機器を法人が導入し、最新の分析、加工等の用に供することは非常に有益でございます。

これらの点を総合的に勘案いたしますと、法人による中小企業の支援業務については必要性が高く、また有効性も妥当であると考えております。

資料3-2では、5ページ目以降、ただいま申し上げた内容につきまして実績も交えながら記載しております。

7ページ目でございます。上段をご覧ください。ただいま申し上げましたとおり、産技研のこれらの業務は引き続き必要かつ有効であると整理する一方、社会動向や新たな技術の進展を受け、法人が重点的に取り組む技術分野、または支援体制というものについては不断の見直しを行っていくことなどが重要である旨を記載しております。

続きまして、法人の組織の必要性・有効性についてでございます。このまま資料3-2をご覧ください。まず、(1)法人の沿革ということで簡単にまとめてございます。都産技研は、平成18年度に独法に移行いたしまして、その後、各支所等の設置、再編等を行ってまいりました。また、平成27年度には、海外の拠点となりますバンコクに支所を開設、その後、28年度、30年度と、都の政策とも連携いたしまして、ロボット産業支援プラザの開設、IoT支援サイトの開設をしております。加えて、令和2年度にはそれらをDX推進センターに再編、令和3年度には、食品技術センターを都産技研に統合いたしました。

また、(2)でございます。こちらは、東京の産業集積の地域特性等ということで、それぞれ城東地域、城南地域、城北地域、多摩地域など、地域ごとの特性を簡単に記載しております。

一方で、資料の2パラグラフ目でございますけれども、グローバル化や先端技術の進展といった、地域特性とは少し離れた、社会情勢や重点技術領域を背景とした支援も必要になってきている、こういった背景がございます。

これらを踏まえまして、次のページ、8ページ目の(3)組織の必要性・有効性についてでございます。これを検討するに当たりまして、その施設の分散配置によるメリット、デメリット、これらを比較する必要があるとございます。

多様な地域にそれぞれ産業特性があるということを考えますと、法人が本部を現在置いております青海の1か所のみでは、それぞれにきめ細かい支援、これを提供していくとい

うことは難しいという状況がございます。

また、グローバル化、先端技術の進展、これらの状況を踏まえますと、海外展開を見据えた支援、またはDX分野への支援、これらも不可欠でございます。

こうしたことから、現在の本部、また隣接するテレコムセンターに所在するDX推進センター、多摩地域でございます多摩テクノプラザという拠点、それから城東、城南、墨田、食品技術センター、これら4支所、また海外のバンコク1支所、こういった組織構成につきましては、現状におきましては効果的な支援体制であると考えております。

今後、社会情勢や産業動向の変化等も踏まえまして、支援拠点の拡充や見直し等を行う場合には、その必要性や妥当性、また中小企業、現場のニーズ、これらを踏まえて判断することが必要であるということも併せて付記をしております。

続きまして、地方独立行政法人の運営形態の適切性でございます。この下、8ページ目の中段以降でございます。法人においては、予算や利用料金を柔軟に設定できる地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かしまして、利用者のニーズ調査等に基づき新たな試験機器の導入など、支援の充実を図っております。また一方で、ただ機器を拡充するだけではなくて、しっかりとその機器の利用頻度というものを検証いたしまして、依頼試験、機器利用の項目を定期的に見直すなど、業務運営の改善に向けた取組というものも積極的に進めているという状況でございます。また、技術支援と両輪となる研究開発におきましても、複数年度にまたがる研究開発をプロジェクト型支援として実施をするなど、柔軟な対応を図っております。

3段落目でございますが、このように利用者である中小企業のニーズ等を基にPDCAサイクルを回し、実効性の高い事業を進めているという点などにおきまして、地方独立行政法人のメリットを生かした適切な業務運営を行っていると言えます。

今後も、法人が、中小企業の成長・発展のために、限られた経営資源を有効に活用して質の高いサービスを提供していくことを期待しております。

それから、(2) 財政運営の健全性についてでございます。収支予算を柔軟に執行できる独立行政法人ならではの特徴を生かした運営によりまして、財政の健全性、また柔軟な業務執行、これは確保されているところでございます。

これらを踏まえますと、法人としては今後も地方独立行政法人の運営形態を取っていくことが適当であるというふうに考えているところでございます。

続きまして、第3、第四期中期目標期間の総括と今後の法人の在り方でございます。9

ページ目下段をご覧ください。所要の措置の必要性というところでございます。これまでの検討の結果を踏まえますと、第四期の中期目標期間の最終年度を迎えた今の段階におきましては、法人の業務内容、組織の構成、運営形態につきましては、それぞれ総体として適切かつ妥当なものとの判断をいたしますので、現状「所要の措置」、これを講じる必要性は認められないと考えてございます。

今後の法人の在り方というところでございます。第五期の中期目標に期待される取組についてでございますけれども、今後の事業展開に当たっては、中小企業を取り巻く社会経済情勢を踏まえて、産業活性化、社会課題解決、これらにつながる技術シーズの蓄積、そしてそのシーズを活用した新技術・新製品の開発支援、様々な支援機関との連携、オープンイノベーションの推進、これらを図っていく必要があると考えております。また、法人の運営面においては、これらに柔軟に対応できる組織体制の構築や人材の確保・育成といった取組を期待すると整理をしているところでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

【鈴木分科会長】 ありがとうございます。

以上、業務及び組織の全般にわたる検討についてご報告いただきましたが、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【大橋委員】 よろしいですか。ご説明ありがとうございます。

今のページの、9ページ目のところなのですが、上段の部分の目的積立金の残高というのは1億1,000万とあるのですが、これは4年間の累計で8億ぐらいの利益が計上されて、そのうち、残高が残っているのが1億1,000万という理解でございませうか。

【永島技術調整担当課長】 ありがとうございます。これは地方独立行政法人ならではの会計上のルールでございまして、7億9,200万のうち、東京都が経営努力として認定したものについては産技研が活用できることとなっております。残余の部分につきましては別途積み立ててございまして、こちらにつきましては、中期目標期間の終了後に都に対して返還をするというルールになってございますので、差額は、この第五期が終了後に、都に対して返還されるものでございます。

【大橋委員】 はい、分かりました。あと、次の表の、その他の表がございませうね。自己収入という3億の主な内容というのは、その他の収入というのは、何が主な収入なの

でしょうか。

【事務局】 これは、やや特殊な収入になるのですが、もともと産業技術研究センターと中小企業振興公社が、城東地域中小企業振興センター、城南地域中小企業振興センター、多摩中小企業振興センターという、都として設置したそれぞれの経営、技術と金融の総合支援拠点というのを、その昔、鈴木都知事の時代なのですが、設けておりました。その後、産業技術研究センターが平成18年に法人化したときに、都の建物を貸して、産技研が入居者になるという形になりました。ただ、引き続きその建物を管理してもらうために、都が産業技術研究センターに、建物の全体の管理等を委託するというちょっと特殊な形になりました。もともと都の建物に都の組織である産技研が入っていたときは別によかったのですが、法人化したときに、部屋をお貸しするのだけ建物については引き続き管理してもらう、そのために都が委託するという、そのための受託収入というのが3億ほどございます。そのほか、都商工部が行っている事業の技術支援のための委託事業の収入等もございますが、産技研から見ると建物管理の受託収入がこの3億のほとんどの内容でございます。

【大橋委員】 分かりました。そうすると、何かそれに見合う使用料を払っているのですか。

【事務局】 はい。この今の受託収入については、そのまま、建物管理の委託については、産技研の支出になりますので、これ、収支はとんとんです。

【大橋委員】 分かりました。

【事務局】 それで、都に対して、建物に対し使用料を払っていただくと、都からの交付金から支出することになり、巡り巡って同じことになるので、使用料、賃料は免除という形になっております。

【大橋委員】 そうなのですね。分かりました。

自己努力というよりは、自己収入という言い換えで。

【事務局】 そうです。自己収入という区分になるのですが、いわゆるほかの法人なんかと比べて自己収入割合がどうかというとき、その他収入は除いた形で見ると比較対象としては適切かなと思います。

【大橋委員】 そういうことですね。分析のときには抜いているけど、会計上の区分はそういうふうになると。

【事務局】 そうですね。一応収入という形になります。

【大橋委員】 はい、理解いたしました。ありがとうございます。

【鈴木分科会長】 ほかに、ございますでしょうか。

これ、ないようでしたら、ご説明の内容で親会にかけるということでよろしいですか。

【事務局】 何か修正があれば、来週の分科会で修正案をご提示しようと思ったのですが、もしこの内容でよろしければ、ご説明した内容で親会にお諮りします。

【鈴木分科会長】 そうですね。お話をお聞きしていて、よろしいと思いましたので、

審議事項3番、第四期中期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討につきましては、事務局からの説明内容を分科会として了とし、8月7日開催の評価委員会（親会）にて、こちらの内容で審議をいたします。

続きまして、審議事項4番、第五期中期目標について、事務局からご説明をお願いします。

【永島技術調整担当課長】 ありがとうございます。

では、第五期中期目標について説明をいたします。

これまで、3月の令和6年度第4回分科会におきまして、都内中小企業や産技研を取り巻く環境、また6月の今年度第1回目の分科会におきまして、第五期において強化すべき取組の視点及び本文構成のアウトライン、また、先日の持ち回りの第2回分科会におきまして、本文構成の詳細につきまして順次ご説明し、ご意見をいただいていたところでございます。

その中で、委員の皆様方からは多様なご指摘、ご意見を賜りました。事務局といたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日は、皆様からいただきました意見を踏まえて、資料4-1のとおり、中期目標の前文及び本文、つまり合わせまして全文をまとめましたので、当該資料に基づき説明をさせていただきます。

では、資料4-1をご覧ください。まず、1枚お開きいただきまして、1ページ、これが目次でございます。中期目標につきましては、前文に当たる「政策体系における法人の位置づけ及び役割」、これと第一から第五まで、全部で五つの大項目で構成してございます。その内容ですが、第一が次期中期目標の期間について、それから、第二が住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項でございます。こちらが実際に具体的な事業の内容を記載しているところでございます。そして、下のほうに移りまして第三、業務運営の改善及び効率化に関する事項、ここからが業務運営に関するものでござ

います。

2ページをお開きください。第四が財務内容の改善に関する事項、それから、第五がその他業務運営に関する重要事項ということで、これら五つの大項目で構成しております。

それでは、順次、内容についてご説明をさせていただきます。3ページ目をお開きください。

まず、政策体系における法人の位置づけ及び役割です。地方独立行政法人化以降の取組と成果でございますが、都産技研が平成18年に地方独立行政法人に移行して以降の実績、特に第四期中期目標期間において、主に取り組み、また成果を上げてきた事項を簡潔に記載してございます。

次に、都内中小企業やスタートアップを取り巻く社会経済情勢でございます。こちらで、都内の中小企業を取り巻く現状について説明をしております。社会経済情勢の動きといたしまして、経済のグローバル化や少子高齢化、人口減少等が進む中、企業は国際競争の高まりや労働力不足、事業承継などの課題に直面をしています。こうした環境を乗り越え飛躍することが、日本経済の発展につながるものと考えます。また、勃興するスタートアップはイノベーションの牽引役として期待をされております。こうした中小企業、スタートアップをはじめ、様々なプレイヤーの集積が東京の強みでございます。個々の新製品・新サービスの社会実装につなげることは元より、相互の連携をオープンイノベーションに発展させる必要性、これを述べてございます。

翻って、都政における産業政策の動向です。本年3月に「2050東京戦略」を策定し、「3つのシティ」、「ダイバーシティ」「スマートシティ」「セーフシティ」、これを進化させるための戦略を定めました。この中では、中小企業、スタートアップの成長産業への参入や都立試験研究機関の研究成果を活用していくことを述べております。そして、少し古くなりますが、3年前にはスタートアップ戦略を定め、関係者が総力を挙げて支援していく必要性が言及をされています。都産技研もこの中の重要なプレイヤーの一つでございます。

次に、第五期中期目標期間における都産技研に求めるミッションでございます。ただいま申し上げました中小企業を取り巻く現状や都政の動きの中で、産技研には、社会課題解決に寄与する取組を目指す中小企業やスタートアップの新事業展開を後押しすることで、社会と企業双方の持続可能なイノベーションを促進していくことを重要なミッションとして提示をしております。そのためには、鈴木分科会長、宮川委員からもご指摘をいただい

ておりましたとおり、基盤となる中小企業の技術力の強化と、それを承継していくこと、これが不可欠であることから、こちらにもミッションの一部として併記をいたしました。同時に、都産技研自身が、社会の変革や産業力の強化につながる先端技術領域の知見を獲得することが不可欠でございます。特に取組を求める分野として三つ記載いたしましたが、こうした知見を基に中小企業を取組を後押しし、イノベーションの輪を広げていくことを求めます。

最後に、第五期中期目標期間において強化すべき取組の視点でございます。こちらは、これまでの分科会でお示した六つの視点を示しております。改めてになりますが、社会課題解決型イノベーションの促進、他の支援機関とも連携したアウトカム重視の支援、業種を超えたオープンイノベーションの推進、支所の特性・強みを生かした効果的な支援、これら四つの事業上の視点と、部門連携による総合的支援、人材確保・育成、戦略的な情報発信による支援サービスの活用促進という二つの業務上の視点、これら六つの視点で構成をしております。特に多くの委員からご指摘をいただきました都産技研の未認知層への訴求や企業間の交流、連携、共同開発への発展によるオープンイノベーション、そして、それらを支える優秀な研究員の確保・育成、これらの点につきましては、しっかりと産技研に求めてまいりたいと考えております。

以上が、政策体系における法人の位置づけ及び役割でして、目標全体でいうところの前文です。都産技研に対する都からのメインメッセージに相当する部分でございます。

ここからは、それぞれの大項目に説明を移してまいります。

まず、第一というところで6ページ目でございますが、中期目標期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間といたします。

二つ目の大項目でございます。第二、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項です。繰り返しになりますが、こちらが都産技研が行う事業について記載をしているところでございます。この大項目の中には三つの中項目、言わば柱を立てて構成をいたしました。この6ページから始まる、東京の産業を支える技術支援、また、おめくりいただきますと、10ページから始まります、東京の産業を活性化させる研究開発、そして2ページ後ろ、12ページから始まります、東京の産業の未来を拓く研究開発、この三つの柱でございます。

順に、ポイントを絞りながら説明を進めてまいります。

6ページ目にお戻りください。東京の産業を支える技術支援でございます。(一) 中小

企業が直面している技術課題の解決に向けた支援、このリード文のところでございますが、外部環境の変化に対応しつつ中小企業が発展していくため、製品の企画開発から試作、評価試験、事業化に至るまでの各段階において、企業が直面する課題の解決に向けた支援を通じて、付加価値の高いものづくりを促進するとしております。

個別の事項でございます。ア、技術相談です。こちらは、都産技研における中小企業との最初のタッチポイントとして、DXも導入しながら効果的かつ効率的な相談体制の充実を記載しております。また、相談情報の蓄積、分析、活用、これらは都産技研の業務全体の質を向上させるものとして、第五期における取組強化を求めます。なお、数値目標として、産技研利用の入り口となる点に着目をしまして、利用企業の裾野を広げる観点から、技術相談を新規で利用した事業所数を設定いたしたいと考えております。こちらの具体的な数値、ちょうどこの資料で申し上げますと黒丸の部分についてでございますが、こちらは次回、第4回の分科会で説明をさせていただきます。

次にイ、依頼試験です。技術動向の変化等を踏まえながら、試験項目を見直すとともに、特徴的な技術分野に関する試験を充実させていくことを記載しております。

ウ、機器利用です。中小企業のニーズを踏まえながら、単独の中小企業では導入が困難な高度かつ先進的な機器を計画的に整備し、直接利用に供するというものです。

エ、支所における支援でございます。各支所における地域性や特性、強みを生かし、企業密着型の支援または特徴的な技術分野を発展させた高度・専門的な技術支援の展開を求めています。また、支所単体では限界があることから、本部の研究部門、あるいは複数の支所が連携した支援についてもその必要性を述べているところでございます。

オ、技術課題解決や製品開発のニーズに柔軟に応える受託技術支援です。こちらは既存の取組としてのオーダーメイド型技術支援、これをさらに発展させ、支援業務を包括的に受託することで、ハンズオン支援などの柔軟かつきめ細やかな支援を実施し、支援効果の強化及び企業側の負担軽減などを期待いたします。数値目標としては、受託技術支援の実施件数を検討しております。

カ、海外展開支援です。本部で行う法規制や国際規格に関する技術相談やセミナー等を通じた情報提供と、タイのバンコク支所を拠点とした取組でございます。

本部での取組については、相談内容が単純な規格等に関わるものにとどまらず、輸出を目指した製品開発に関わるものも増加傾向にあることから、それらの相談にも前段の受託技術支援として対応をしております。バンコク支所での取組についてですが、令和6年

度の移転効果を最大限に生かし、東京都中小企業振興公社とのさらなる連携が必要であると考えております。

続きまして、(二) 高い技術力を持つ産業人材の育成に向けた支援です。人的資本の開示が義務化されるなど、企業にとって、従業員の能力の開発・強化を図ることが重要な経営戦略となっております。そのような環境下で、都産技研には、ア、中小企業の技術系人材の育成にありますとおり、これまでの業務で培ったノウハウを技術セミナーや講習会等によって中小企業に還元していくことが求められています。また、委員からのご意見にもありました技術の承継の観点を意識いたしまして、中小企業や業界団体等における個別性の強い課題に対しても、その希望に寄り添った、きめ細やかな支援を求めます。イ、次世代の産業を担う人材の育成では、大学等の教育機関や業界団体と連携し、人材の受入れ、派遣に積極的に取り組む旨を求めています。

続きまして、(三) 都産技研と他の支援機関等との連携による包括的支援の参画でございます。前文の強化すべき取組の視点にも記載をいたしましたが、都産技研の支援を単独のものに終わらせるのではなく、多様な機関による中小企業支援のネットワークに積極的に参画し、公的な技術支援機関としての役割の発揮を期待いたします。そのため、区市町村や経営・起業支援機関、商工団体及び信用金庫や政策金融公庫等との金融機関と協力をし、様々な連携事業に取り組んでもらいます。また、こうした連携で得た協力関係や情報を都産技研のみのもものとせず、企業に展開をしていくことで、新たな関係性構築、事業化への貢献に期待をいたします。

次に、二つ目の柱である、東京の産業を活性化させる研究開発でございます。中小企業が突き当たる技術的な障壁、これを乗り越えられるよう、一步先を見据えた課題の克服につながる技術的知見を獲得し、もって中小企業の製品開発等を支援してまいります。

ア、基盤研究です。産技研が保有している技術シーズを企業の課題解決に発展させるために、技術成熟度を向上させる研究や技術支援の高度化を目的とした研究を実施します。大学や研究機関と連携をしながら、また、科研費をはじめとした外部資金も獲得しながら知見を蓄積していくことを求めています。

続いて、イ、共同研究です。基盤研究で得られた研究成果を効果的に実用化へつなげていくために、中小企業や業界団体等との共同研究などに積極的に取り組むというものでございます。また、共同研究実施後のフォローアップにも引き続き取り組むことで、製品化・事業化まで至る確度をさらに向上していただくことを期待します。数値目標としては、

第四期に引き続き、共同研究及び受託研究を通じて、製品化・事業化につなげた件数を検討しております。

続きまして、ウ、知的財産の取得、活用及び適切な管理です。将来、中小企業の実施許諾や共同研究につながり得る、優れた技術的知見の権利化を図ります。また、それらを積極的に発信することで、中小企業における利活用を促進してまいります。知的財産の管理につきましましては、組織的、そして戦略的な取組を求めます。

続いて、（二）中小企業・スタートアップ等の連携による新技術・新製品開発の促進です。単独企業では困難な技術課題の解決や新製品開発に取り組むため、他企業や大学等との連携によるオープンイノベーションを望む中小企業に対して、都産技研がマッチングの場を引き続き提供いたします。また、業種を超えた企業グループにつきましましては、これまでも設立には関与してきたところではございますけれども、第五期の中期目標期間においては、その後のグループの運営もしっかりと支援することと併せて、技術支援機関の立場から、都産技研の持ち得る技術的知見も提供していくことで、協業、共同開発に至るよう活発な活動を促進いたします。なお、中小企業、スタートアップ等の研究拠点として現状機能しております製品開発支援ラボ、本部と多摩テクノプラザにございますけれども、これらの引き続きの運用を求めます。

次に、三つ目の柱である、東京の産業の未来を拓く研究開発でございます。

前文でも言及をいたしましたとおり、2050東京戦略では、2035年に向けて取り組む政策を28の戦略としてまとめました。こうした都政の方針と軌を一にして、社会及び技術動向に関する長期的な展望を持ち、産技研自らの考えで知見の獲得や中小企業が担い手となるイノベーションの喚起・促進に取り組むことを求めます。特に、「2050東京戦略」において「3つのシティ」を達成するための戦略として挙げられました「子供」「女性活躍」「長寿」「共生社会」「デジタル」「ゼロエミッション」「都市の強靱化」、これらの分野における都政課題解決への貢献が見込まれる研究開発を重点的に推進いたします。

そのために、（一）社会課題・都政課題の解決に向けた技術的知見の蓄積として、社会と産業の将来を見据えた新たな技術シーズを創出するための研究を推進いたします。具体の技術分野として、都産技研が支所等における専門的な支援として取り組んできた分野をさらに発展させることに加えまして、新たに生成AI、生理心理学分野の産業への活用、フードテックなどの先端技術領域の知見の獲得を目指します。また、第四期に取り組んだ

「協創的研究」、これをさらに推進し、複数の技術分野にまたがる課題を都産技研の総合力で組織を横断した研究体制により、課題解決に取り組みます。

続いて、(二)革新的な技術やサービスの創出につながる共同研究開発です。ただいま申し上げた技術シーズの蓄積により、優れた技術力を持つ中小企業と組んだ共同研究により、シーズの社会実装、社会課題解決に資する製品・サービスの開発を目指します。また、その成果をリーディングモデルとして横展開し、他の中小企業の参入を後押ししていきます。数値目標としては、こうした普及活動の一環であるセミナーの受講者数とすることを検討いたします。

次に、三つ目の大項目でございますが、第三、業務運営の改善及び効率化に関する事項です。ここからは業務運営の目標となります。

一、情報発信の推進です。複数の委員の方から、産技研の認知を高めるための情報発信を強化すべきとの意見がありましたことも踏まえ、事業全体を支える重点的な取組として記載をしております。

まず、(一)利用企業の拡大につながる戦略的な広報活動です。都産技研のプレゼンスを高めることで、未認知の中小企業の利用拡大に取り組みます。ウェブサイト、メールマガジン等のオウンドメディアに加え、効果的なプレス発信、連携機関を通じた広報など、様々な手法を駆使して発信をしていきます。

次に、(二)研究成果の積極的な情報発信と技術支援の展開でございます。上記の広報媒体を通じた情報発信にとどまらず、研究発表会や施設公開などの主催イベント、展示会出展、業界団体・学会における発表など、多様な機会を積極的に活用することで、都産技研の認知を広めることに加えて、研究成果や保有知的財産等の技術情報を発信し、実施許諾も含め、活用を推進します。数値目標として、業界団体及び学会等における発表・寄稿の件数を検討しております。

続いて、組織体制及び運営の項目です。独法の持つメリットを生かしつつ、中小企業のニーズ変化などにアジャイルに対応することができるよう、機動性・柔軟性を兼ね備えた組織体制、人事制度を構築いたします。また、先ほど申し上げた社会課題解決に寄与する先端的な研究開発のためには、複数の技術分野の融合が不可欠でございます。これを束ねてかじ取りを行う研究企画機能の強化なども併せて求めたいと思います。あわせて、(二)業務のパフォーマンスを高める適正な組織運営、これにも留意をいたします。

次に、15ページでございます。(三)計画的な職員の確保・育成です。中長期的な視

点で計画的な職員採用を進めるとともに、こちらも複数の委員からご意見がございましたが、企業と同様に職員を組織運営上の重要な資本と捉え、人材育成にしっかりと取り組むことを求めます。専門的な技術力の向上、これはもちろんのことでございますが、企業ニーズ等に対応できる広い視野を持った職員の育成を進めていただきたいと考えております。

(四) 持続可能な働き方の推進でございます。働き方改革によるライフ・ワーク・バランスの実現、労働安全衛生等の管理体制の整備、これはもちろんのことでございますが、研究員をはじめとした女性活躍やD E & I の視点を持ち、多様な人材・価値観を組織に導入することで業務運営の活性化を図ります。

続いて、三、業務運営の改善及び効率化です。(一) のところでございますが、業務運営の効率化の結果、利用者の満足度が低下をしてしまっは元も子もございませぬ。都民の利便性、満足度が上がる業務改革を推進いたします。加えて、(二) でございますが、SDG s を意識した環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営を行うとともに、事業面におきましても、ゼロエミッションに資するGX等の研究開発、技術支援を推進してまいります。

次に、四つ目の大項目、財務内容の改善に関する事項についてでございます。

標準運営費交付金を充当して行う事業について、効率的かつ効果的な運営を引き続き行っていくべきであるというところでございます。また、二のところでございますが、適切な資金運用に加えて、施設、機器等の固定資産についてはその利用状況を把握し、利用促進策を講じる、用途を見直すなどの検討を行い有効活用を図ります。

最後に第五、その他業務運営に関する重要事項でございます。

まず一、施設・設備の適切な管理と計画的な整備でございます。試験研究用の設備、機器は、技術支援、研究開発を行うための重要な基盤であることから、保守・校正も含めて適切な運用、整備を行います。

次に二、危機管理対策の推進についてですが、(一) については、個人情報や企業情報、また職務上知り得た秘密については、しっかりと漏えい防止策を図るべきという考えです。一たび個人情報の漏えい等が起きますと、その信頼は損なわれますので、都産技研の中で情報セキュリティ事故を未然に防止するための対応策を人的、技術的双方からしっかりと講ずるべきだということを記載しております。

加えて、(二) でございます。有害物質等の規制物質の使用・保管に際して、安全管理体制の確保及び職員教育を徹底いたします。また、発災時の対応について訓練にしっかりと

と取り組むこと、またBCPに基づく訓練実施など、業務復旧時の実効性も高めます。

最後に三、ガバナンスの強化、コンプライアンスの推進及び情報公開でございます。

(一)については、こちらは基礎的な取組となりますが、内部統制の仕組みを組織内で適切に運用するとともに、内部規程等のルールといった最低限遵守すべき事項に加えて、一歩進んだ業務の質の向上に対しても誠実に各職員が向き合うよう、コンプライアンス意識の向上に向けた取組を行います。

(二)積極的な情報公開の推進でございます。法令に基づく情報公開や開示請求への対応はもちろんのこと、都設置の独立行政法人として積極的な経営情報等の公開を求めています。

以上が中期目標の本文の内容でございます。

これらを踏まえまして、資料4-2をご覧ください。ちょっと細かいスライドで恐縮でございますが、こちら左側に、3月に中期目標の考え方を分科会においてお示しして以降、委員の皆様方からいただいた主なご意見を記載しております。

また、その右側には、事務局としまして、ただいまご説明申し上げました中期目標(案)を策定するに当たりまして行った対応を記載しております。それぞれ関連する箇所、いただいたご意見の趣旨を踏まえて記載を追加・充実しているところがございます。これまでの説明で幾つか触れさせていただいたところもございますが、そのほかのご意見への対応につきましては、こちらの資料4-2をご覧ください。ただいただければ幸いです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木分科会長】 それでは、ただいまご説明をいただきました内容について、ご意見、ご質問等がありましたら発言をお願いいたします。

では、私から一つ。まず4-2の資料、随分いろんな委員の意見をまとめて、対応まできちんと書かれているなという感じがありました。具体的なところはちょっと割愛させていただきますけれども、あと、東京都の産業の未来を拓く研究開発というところがちょっと重要だと思ったのですけども、12ページですね。どんなところがキーワードになっていくかというところを見ていたときに、子供、女性活躍、長寿、共生社会、デジタル、ゼロエミッションというのは何となく分かるのですけど、都市の強靱化という、言葉は非常にいいのですけれども、これ、具体的なイメージとしてはどんなことを考えていらっしゃいますか。

【永島技術調整担当課長】 ありがとうございます。この都市の強靱化でございますが、

東京都といたしましては、セーフシティにぶら下がる事項でございます。産技研につきましても、例えばになりますけれども、防災と重なる部分がございます。

先日の分科会でも話が出ました土砂崩れを事前に察知する機器の開発ですとか、産技研としてこれまで取り組んできたものもございますので、そういったところの発展、防災も含めた都市の強靱化に資する中小企業の製品開発を産技研として支援していくということで記載しております。

実際に開発されるものとしては、非常に広がりが出てこようかとは思いますが、一旦こういった形で記載をしているところでございます。

【鈴木分科会長】 私は、これがいいなと思って、発言したのです。日本の場合、地震大国ですし、国が随分大きな機関として、いろんなことをやっているのですけれども、中小企業から出てくるちょっとしたアイデアとか、そういうので勝負していったときに、何か面白いものが出てきて、特許を取って、国の大きな機関か何かから、企業がこんな装置を開発しているんだとか、そういう注目をあびることは十分にあり得ると思うのですよね。ですから、これは積極的に東京都の産業技術研究センターでやっていったらいいと思います。

以上です。

【永島技術調整担当課長】 ありがとうございます。

【鈴木分科会長】 桑田委員、どうぞ。

【桑田委員】 ありがとうございます。

中身については、すごくよく意見も拾っていただきましたし、すばらしくまとまっているかなというふうに思っております。

その中で、もうちょっとエッジが効いているといいんじゃないかなと思った意見を申し上げたいと思います。産技研の役割として、中小企業の支援と地域産業の振興ということが大きくあると思っています。その中で、地域産業の振興に関して書かれてはいると思うのですけれども、例えば研究企画の強化をすると、要所要所で書かれているのですけれども、具体的に、地域産業を振興するための役割を担う機能が、どこに存在するというようなところが見えなかったのです。そういう機能を全うする部署などが存在するのだというのが強くどこかに太字で書かれていると安心するんじゃないかなというふうに思いました。

それからもう一つ、中小企業を支援するという意味合いでは、産業人材の育成という意

味合いで、産技研のほうで、いわゆる中小企業を支援するために先端の技術も含めて基礎研究もやっていくということは伝わってくるのですけれども、産技研で得たものを、さらに中小企業の皆様に、最先端の進歩している技術についてトランスファーをしていく、技術移転していくというようなアクティビティについても、どこかに触れていくといいんじゃないかなというような気がと思いました。産技研自身はかなり高いレベルの研究をやっていくだけではなくて、さらに中小の方たちに技術がトランスファーされていくというところがもうちょっとエッジが効いて書かれていると技術振興のためにもうれしいかなというふうに思いました。

それと関連するのですが、結局オープンイノベーションをやっていきますということなので、オープンイノベーションに関しては、11ページだったと思うのですけれども、社会実装の支援という意味合いで理解しましたが、何を具体的にやるのだろうかというところが分かりづらかったです。マッチングの場の提供等ということなので、例えば三、四年間でチャネルづくりを進めていくとか、投資の呼び込みをするような異分野の交流みたいなものとか、そういうものが分かるように書かれているといいかなという気がいたしました。読み落としがあるかもしれないのですが、もし書かれているのでしたらそれで結構なのですけれども、産技研の役割としても強く言ったほうがいいんじゃないかなと思いましたので、コメントとして意見を申し上げたいと思います。

よろしく願いいたします。

【永島技術調整担当課長】 桑田委員、ご意見ありがとうございます。

1点目、地域振興のお話がありました。我々としては、この7ページ目のところの支所の部分に、いろいろと地域の背景を記載させていただいているところでございます。ここで何か組織を設置して、ということはいないのですけれども、現状、産技研のほうでは地域技術支援部を設けておまして、そこがヘッドになって、各支所に目配せをしながらやっていくということで取り組んでございます。前進基地としての支所の重要性というところは、我々も述べておりますし、産技研も認識をしているところでございますので、そこはさらに深まっていく部分であろうと考えております。

2点目の、技術移転の部分でございます。産業人材の育成のところ、技術セミナー、講習会などをやっていくということ、9ページに記載をしていますけれども、先端技術を伝えていく場としては、産業の未来を拓く研究開発という、三つ目の項目の(2)のところ、セミナーというような文言が出てきているわけではないのですけれども、横展開

をしていくというところが2パラ目にあります。このPRを行うというところが、展示会に出展して見ていただくですとか、あとは普及セミナーを行うといったことを指しております。普及セミナーに関しては、KPIにしたいと思っておりますけれども、こういった形で、技術そのものプラス一つ手前の、その産業においてどこに中小企業の参入余地があるのかですとか、あとは技術マップとしてどういうものがあり得るのか、そういったところは、産技研に対してしっかりと取り組んでいただくというイメージでいるところがございます。

3項目のオープンイノベーションの部分には、マッチングということでは、今も産技研はイノベーション発信交流会というものに取り組んでいるところがございますけれども、ここを、さらにマッチングの確度を上げていくような取組を求めたいと思っております。メインとしての来場者は、中小企業ですとか、あとは大学だとかが集まる場にはなるのですが、そこにより多くのプレイヤーを集めていくことで、連携に発展していくことを求めていきたいなと思っております。VCからスタートアップへの投資の中継ぎを産技研が直接的にコミットすることは、難しい部分もあるかとは思いますが、こういった場にいろんなプレイヤーを呼び込んでいくことで、協業やマッチングというものを産技研として促進をしていくということで、我々としては中期目標において提示をしたいと考えてございます。

【桑田委員】 ありがとうございます。

【鈴木分科会長】 はい、どうぞ。

【宮川委員】 今の桑田委員と同じような場所で、まず支所における地域性や専門性に応じた技術支援というところを読んでいて、支所がどれだけその地域の企業を知っているのかというのが見えなかった。ここに書いてある城南は金属で、城東は生活関連で、というのはこれはもう当たり前というか、東京都の人間だったら、大体その辺はそういうことをやっているだろうなと、地域性はもう分かり切っていることと思います。ですので、そこから一歩出て、例えば城南だとか羽田とかがあって、今テクノ系の半導体も含めて企業がいっぱい入ってたりしています。支所が、支所としての役割をどのくらい果たしているのかなというふうなところは、この文章だけだと、本部のことはよく分かったのですが、支所の役割、どのくらい本部と連携を取りながら、支所がその下にいるエリアの中小企業を知っているのかな、見ているのかなというのは疑問に思いました。

あと、もう一つ、ここも桑田委員と同じような場所なのですが、13ページの革新的な

技術やサービスの創出につながる共同研究開発の中で、「都産技研が蓄積した技術シーズを活用し、優れた技術力と進取の精神をもった中小企業との共同研究によって」という記載がありました。この「優れた技術力と進取の精神をもった中小企業」と共同研究を行う方がいいには決まっているのですが、必死にそこに行きたいと思っている中小企業とかもあるだろうし、そういう企業を募集してとか、やる気のある企業を、いつでも皆さんにそういう場が提供できますよという感じが伝わりませんでした。これだともう決まった企業がいるように思えて、そこと研究開発をやって、それをリーディングモデルとして見せませす、みたいに聞こえるのですが、その辺はどうでしょうか。

【永島技術調整担当課長】 2点目の件からお答えします。今、産技研が幾つかの事業でやっているのが、公募型の共同研究という形です。これは、例えばI o Tといった研究テーマを、製品開発のテーマを産技研が設定して、実際にこういうことをやりたいという企業さんを募集してという、そういう事業を今、幾つかやっております。

第五期には、例えばフードテックであったりとかI o Tだったりとか、幾つかありますけども、より技術課題を広く、先ほどいろいろ都市の強靱化とか並べましたけども、そういった形でいろいろテーマを募集して、ぜひ産技研と組んでやりたい、ハードルは結構高いかもしれませんが、ぜひやりたいという企業さんを公募してやっていこうということです。確かに、今の文章ではそこが読み取れないかもしれません。

【宮川委員】 そうしたら、公募しているとか募集していると書いていただくと。

【永島技術調整担当課長】 そのようにします。

【宮川委員】 そうすると、会社側から手を挙げればもしかしたらという、そういうやりがいが出る。ただ、何か今の文章を読むと、もうそういう企業をあらかじめ持っていて、今度こういうのが出るから一緒にやらないみたいな感じに見えると、普通の企業は応募していけないなとちょっと思ったので、すみません、その2点でした。

【事務局】 もう一点が、支所というか地域ですね。

先ほども大橋先生の受託収入のご質問ところで少し出ました、もともと産業集積地域として、城東地域、城南地域なんかもあると。あとは墨田も繊維関係の間屋とかがあった関係で、伝統的な、恐らくここに書いてあるような産業の特性を生かしてという支援はかなりやってきたということがあります。ただ、正直、実際行かれると、人や設備というのは、こぢんまりとした支所ではございます。それほど、物すごくいろんなことができるというリソースは少ないです。それで、第五期においては、特に本部にいろいろなりソースがあ

るので、人的な、設備的な部分で、連携してやっていってくださいというのは、ふんわりとした形でうたっております。ちょっと踏み込みが文章としては弱いかもしれませんが、今も大田区さんなどは結構、東京都商工部と一緒にやりませんかというお声がけはかなりあって、いろいろ付き合いがございます。城東地域ですと葛飾区さんは結構積極的で、台東区さんも結構積極的ですけども、いろいろ商工部としてのそういったネットワークはありますので、そこをうまく産技研につないでいきたいと思います。

文章的には、そういう意味で、非常に統計的な、伝統的なことしか書いていないので、そこら辺をもう少し、検討したいと思います。

【宮川委員】　ちなみに支所って何名ぐらいずつ、大きさは様々と思うのですか、規模はどういった感じでしょうか。大田区さんにあるのは知っているのですが、結構大きなイメージがあるのですけど。

【事務局】　あそこは大田区さんと合築して、大田区の産業振興協会さんや、東京都中小企業振興公社も入っております、産技研だけでいくと、そんなに多くはございません。

【宮川委員】　そうなのですね。

【永島技術調整担当課長】　城東と城南はほぼ同じぐらいの規模で、多摩は、本部の準拠点というような形で、やや大きいです。

【宮川委員】　現状の情報を拾ってくるのに支所というのはすごくいい役割ができるんじゃないかなと思ってまして、来たものだけに対応するというよりは、今エリアがどうなっているかと、定期的に情報が上がってくると、それをうまく活用できるかなと思ったのです。区のバックアップがまたそこにあつてとかとなってくると、ちょっとそこは、東京都とはまた違うイメージになっちゃうのかもしれませんが。

【事務局】　今回、書き方にエッジが効いていないかもしれないですけど、支所には事務局としても思いがあつて、リード文のこの1段落に実は結構思いが込められているという部分もございます。

産技研にはもっと支所をうまく使ってほしいという、思いがあります。

【宮川委員】　そうですね、私もそう思います。

【永島技術調整担当課長】　支所単体でいくと、そんなに大きな規模じゃないので、そこはうまくネットワークを使ってもらいたいと思います。

今、数字が出まして、ちょうどこれ、昨年度末の第4回分科会で産技研がプレゼンをした資料の中にあるのですけれども、多摩テクノプラザについては、時点が古いですけど職

員が34名です。城南ですと16名というような規模です。城東は今工事で閉めています。宮川委員のおっしゃるとおり、伝統的なものだけではなくて、現場の最前線である以上、最新のエリアの動きだとか、そういったものを積極的に取りに行き、対応していくという機能も求められるところかと思います。こういった文章でにじませられるのかということについては、検討をさせていただきたいと思います。

【宮川委員】 すみません、ありがとうございます。

【鈴木分科会長】 ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【大橋委員】 今のところなのですが、企業密着型の支援というのが書いてあって、どちらかというと、そっちの要素がだんだん高まってきているのかもしれないですね。だから、要は小回りの利いた支援ができるというような文章をうまくにじませられるといいのかもしれないなと思いました。

あと、城東がクローズしているとのことなので、その辺りについて再開のスケジュールとかが分かると良いかと思ったのですが。

【永島技術調整担当課長】 改修工事自体は、つい先頃、終わりました、来年の4月には再開している予定です。

【大橋委員】 そうなのですね。じゃあ第五期のときには、再開の予定なのですね。

【永島技術調整担当課長】 フルオープンになっている前提です。

【大橋委員】 分かりました。であれば問題ございません。

あと1点だけ。数値目標が、5項目なのですが、これは、後から設定されるのでしょうか。

【永島技術調整担当課長】 考え方としまして、中期目標における数値目標は大枠の部分だけ設定して、評価項目は16に設定したいという話を各委員にご説明いたしました。16項目の全てに数値目標が立つわけではなく、なじむもの、なじまないものがあると思うのですが、基本的に、細かい部分については、産技研自身が中期計画、年度計画の中で数値目標を立ててもらいたいという考え方でおります。これは第四期もそうなのですが、都が中期目標という形で示すのは、一応今考えておりますのは、この目次でいくと、一の産業を支える技術支援で二つ、一の（一）のアの技術相談と、オの受託技術支援で数値目標を設定しようと。

それから二の、東京の産業活性化する研究開発、この中で一つ、（一）のイの共同研究で数値目標を立てようと。

それで、三の、東京の産業の未来を拓く研究開発の中では、三の（二）の革新的な技術やサービスの創出につながる共同研究開発、これは企業さんを支援して、それを普及するという、その普及のセミナーというところで数値目標を設定すると。大きな柱では、都としてこれだけはこのことを示すという、そういう立てつけでございます。

【大橋委員】 今までとあまり変わってないという理解でいいですか。

【永島技術調整担当課長】 はい。中期目標は主立ったところだけ、中期計画でその先は設定するというところでございます。

【大橋委員】 分かりました。そこは変更していないということですね。

【永島技術調整担当課長】 考え方は変わらないのですけれども、立てるKPIについては、ちょうど5年前は新型コロナウイルスが流行している真ただ中でございましたので、例えば技術相談でも、オンラインの実施率を何%以上にするとか、そういったところになっていました。今回はそうではなくて、今ですと、やはり裾野を広げるところに、今回ご議論の中でも出てきた部分、そこに着目をして、新規の利用企業数ですとかそういうところで考えております。

【大橋委員】 分かりました。じゃあ、一応トレンドも加味してそのような結論に至ったということでございますね。

【大橋委員】 理解いたしました。ありがとうございます。

【豊田委員】 ご説明ありがとうございました。文章に盛り込むかどうかは別なのですが、産業人材の育成について、先日の参院選なんかでも外国人材云々みたいな話があったと思うのですが、この前、中小企業さんとお話ししていたら、採用活動で、もう日本人の採用は諦めて最初から外国人採用ということで動いているような会社もあつたりするようです。そういう外国人材が来たときに、中小企業の中で、日本人だけを想定している人材育成なのか、外国人も入れたようなものなのか、あるいは、外国人材が来たときに、技術流出みたいなこともちょっと考えていかなきゃいけないのかな、というふうに思いました。ここに盛り込むかどうかは別にして、ちょっと何か感じたところを意見として述べさせていただきます。

【永島技術調整担当課長】 ありがとうございます。中小企業の外国人材採用の観点については、私どもの産業労働局雇用就業部というところが別の部署でありまして、そちらのほうで外国人材採用ナビセンターというものを5年前に創設して、マッチングの支援も含めて行っているところでございます。一義的には、そちらの対応にはなりません。

産業人材の育成で、産技研がセミナーや講習会で技術をお伝えするというのは、こちらは、参加されたい方、あるいは参加されたい企業、その企業の中で外国人材がいるのは、問題ありません。

また、次世代の産業を担う人材の育成等で、大学等からインターンシップとかを受け入れています。大学のほうが抱えている問題でもございますけれども、そこが高度な技術であればあるほど難しいと。そのため、産技研の危機管理等のところで、安全保障輸出管理の件は記載しています。

【豊田委員】 難しい話を申し訳ありません。

【豊田委員】 ありがとうございます。

【鈴木分科会長】 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【鈴木分科会長】 ありがとうございました。

ほかに、ご意見、ご質問がないようでしたら、以上で審議事項を終了とします。

審議事項4番、第五期中期目標については、次回、第4回分科会について、引き続き事務局よりご説明をお願いします。

最後に、その他として、今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは事務局から、スケジュールの線表を引いております資料5に従いましてご説明をさせていただきます。

画面にも投影しておりますが、本日はこの第3回という形で分科会を開催させていただきました。先ほどの審議で、この①、②のいわゆる評価の部分については、事務局案をご了承いただいたという理解でございます。

このうち、年度の評価については、評価委員会から分科会にその役割が委任されておりますので、分科会で了承ということをもちまして、本日で承されたという形でございます。

中期目標期間終了時の見込み評価、こちらは評価委員会、全体会に付議する事項となっています。中期目標を全体会にかけるとセットで、この中期目標期間終了時の見込み評価もかける形になります。

こちら、本日、分科会として事務局案を了承いただきましたので、8月7日の全体会の場で、事務局から再度、全ての委員の皆様にご説明をしてお諮りするという流れになります。

③の業務及び組織の全般にわたる検討、産技研の業務、組織、そもそもの検討をするという部分につきまして、この表では第3回、第4回にまたがったの議題という形で書いてございますが、先ほど事務局で作成しました案で皆様ご了承いただきましたので、第4回の議題からは省略させていただきます。

最後、④の第五期中期目標につきましては、本日の委員会で幾つか文章をもう少しはつきり示したほうがよいという部分もございましたし、そのほか、数値目標の実際の数値、これを今、産業技術研究センターと最後の詰めをしてございます。こちらをお諮りするという議題が残ってございますので、次回第4回、中期目標についてはご審議をお願いしたいと思います。できましたら、第4回で、その場での修正等も含めて確定いたしましたら、全体会、8月7日のほうで、正式な委員会としての了承という、そういう形で進めさせていただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

【鈴木分科会長】 どうもありがとうございます。

ほかにならうでしたら、以上をもちまして、令和7年度第3回試験研究分科会を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。

午後3時39分 閉会

——了——